平成25年度

(第3回)

能美市都市計画審議会

議 案 書

日 時 平成26年3月27日(木)

午後2時00分

場 所 能美市役所本庁舎 1階 大会議室

次 第

- 1. 開 会
- 2. 市長挨拶
- 3. 審議事案 議案第1号 能美都市計画地区計画の変更について(市決定) 議案第2号 能美都市計画下水道の変更について(市決定)
- 4. 閉 会

能美市都市計画審議会委員

委員数15名以内

・学識経験を有する者(第2条第2項第1号)

委	員	能美市農業委員会会長	又	村	_	夫
委	員	能美市商工会会長	田	上	好	道
委	員	金沢工業大学環境・建築学部長/教授	森		俊	偉
委	員	北陸先端科学技術大学院大学教授	Ш	本	外壳	支男

・市議会の議員(第2条第2項第2号)

委	員	能美市議会議長	東	正	幸
委	員	能美市議会産業経済常任委員長	居村	清	_

・関係行政機関の職員(第2条第2項第3号)

委	員	石川県南加賀土木総合事務所長	松	本	英	好
委	員	石川県南加賀農林総合事務所長	朝	田	泰	司
委	員	石川県南加賀保健福祉センター所長	沼	田	直	子

·市 民(第2条第2項第4号)

委	員	能美市町会連合会会長	伊	野	征之
委	員	たけもと農場	竹	本	敏 晴
委	員	能美市婦人団体協議会会長	中	Ш	美 子
委	員	佐野郵便局長	Щ	野	優 子
委	員	能美市教育委員会委員	畑	中	美千代

審 議 事 案

議案番号	議	案
議案第1号	能美都市計画地区計画の変更につい	いて (市決定)
議案第2号	 能美都市計画下水道の変更について 	(市決定)

能美都市計画地区計画の変更(能美市決定)

都市計画浜町・道林町工業団地地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

	名	称	浜町・道林町工業団地 地区計画
	位	置	能美市浜町及び道林町の一部
	面	積	約23.5ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計	画の目標	本地区は、小松ICから約3kmの地点に位置し、幅員12mで整備された都市計画道路木曽街道線の海岸側に工場等が立地する交通至便で、自然環境豊かな既存の工業団地である。 既存企業の操業環境の維持増進と立地環境の整備を目的に地区計画を導入し、地域産業の高度化と活性化の拠点として周辺環境と調和した機能的で活力ある産業空間を創造する。
	土地利用の方針		本地区は、安全で魅力的な地域産業拠点を形成するため、現在立 地している企業の操業環境を保全し、良好な工業空間を形成する。 また、都市計画道路木曽街道線沿いについては、緑化に努めるも のとする。
する方針	建築物等の整備の方 針		建築物の用途の混在、敷地の細分化による産業環境の悪化を防止するため、次の制限を定める。 (1) 建築物等の用途の制限 (2) 建築物の敷地面積の最低限度 (3) 壁面の位置の制限 (4) 建築物等の形態又は意匠の制限 (5) 垣又はさくの構造の制限

2 地区整備計画

د ک	2 地色歪佣計画						
	建築	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二(る)項に掲げるもの (2) 図書館、博物館その他これらに類するもの (3) 住宅、共同住宅、下宿及び寄宿舎その他これらに類するもの。ただし、当地区計画区域内の工場等に従事する者のためのものは、この限りでない。				
地	物	建築物の敷地面積の最	1,000㎡。ただし、当地区計画区域内の工場等に従事				
区	等	低限度	する者のための住宅、共同住宅、下宿及び寄宿舎その他これ らに類するものは、この限りでない。				
整	に		建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲 げる境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上でなけ				
備	関 壁面の位置の制限		ればならない。 (1) 都市計画道路木曽街道線 3 m				
計	す	 建築物等の形態又は意	(2) 隣地境界線 1 m 建築物の外壁、屋根及び工作物の色彩は、原色を避け、周				
画	る	匠の制限	囲の環境に調和したものでなければならない。				
	事項	垣又はさくの構造の制 限	原則として、道路境界から1.0mの範囲における垣、さくの設置については、透視可能なフェンスとする。 ただし、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より高さ0.6m以下とし、これらを透視可能なフェンスと組み合わせて設置してもよい。				

「区域は計画図表示のとおり」

理由

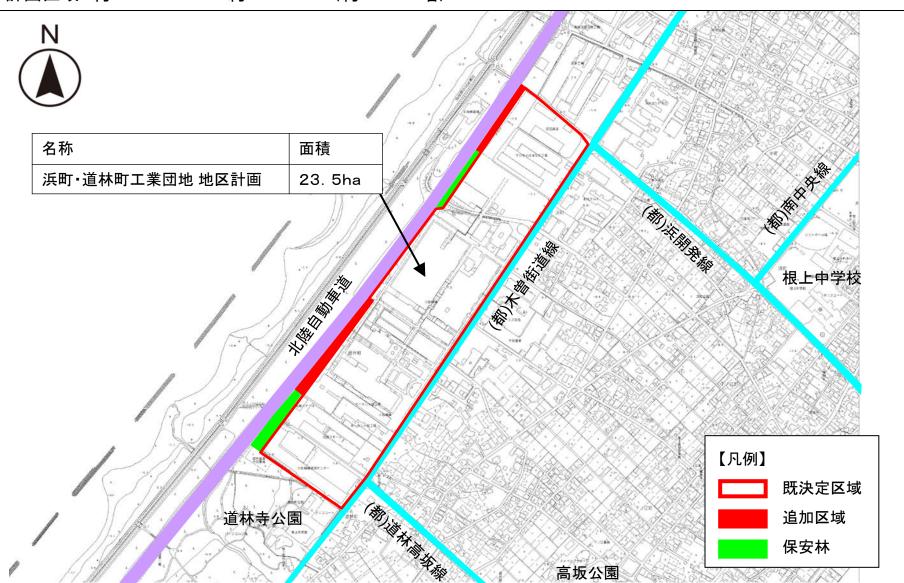
本計画は、交通利便性の優れた既存の工業団地において、地域産業の高度化と活性化の拠点として周辺環境と調和した機能的で活力ある産業空間を創造するため、平成20年に決定されたものである。

今回、既存企業の操業環境の維持増進を図るため、計画区域を変更するものである。

能美都市計画地区計画の変更

【変更内容】

・既存企業の操業環境の維持増進を図るため、保安林を除く地域について計画区域を拡大する 計画区域 約22.8ha → 約23.5ha (約0.7ha増)



能美都市計画下水道の変更(能美市決定)

能美都市計画能美市公共下水道(梯川処理区)を次のように変更する。

1. 下水道の名称

能美都市計画 能美市公共下水道(梯川処理区)

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面積 能美市公共下水道 約 1,862 ha (内処理区域 約 1,862 ha)

3. 下水管渠

(イ) 汚水

r b ı ⇒⊓	位	置	備考
内 訳	起点	終点	備考
下ノ江幹線	能美市下ノ江町	能美市下ノ江町	約 230m
寺井1号汚水幹線	能美市寺井町	能美市寺井町	約 80m
辰口3号汚水幹線	能美市荒屋町	能美市松が岡1丁目	約 270m

「区域は計画図表示のとおり」

(口) 雨水

内 訳	位	置	備考
LA EV	起点	終点	畑 与
寺井1号雨水幹線	能美市寺井町	能美市寺井町	約 1,610m
寺井2号雨水幹線	能美市末信町	能美市末信町	約 250m
寺井3号雨水幹線	能美市粟生町	能美市粟生町	約 120m
佐野1号雨水幹線	能美市佐野町	能美市佐野町	約 780m
佐野2号雨水幹線	能美市湯谷町	能美市湯谷町	約 370m

「区域は計画図表示のとおり」

4. その他の施設

なし

理由

平成25年8月に小松能美都市計画および辰口都市計画の区域が統合され、能美都市計画として新たな土地利用制度の運用が開始された。これにより新たに70haの区域が用途地域又は開発可能区域として定められ、都市計画税の課税区域としても位置付けられている。

いずれも公共下水道の区域に隣接しており、流域下水道幹線との接続においても余裕水量内におさまることから、排水区域に追加し、更なる生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るものである。

能美都市計画下水道の変更

【変更内容】

・都市計画区域の再編による用途地域の拡大及び開発可能区域の指定に伴い、排水区域を追加する 排水区域 約1,792ha → 約1,862ha (約70ha増)

